

鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第24号

鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和63年鳥取市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

別表第4中「172,550円」を「177,950円」に、「77,890円」を「81,290円」に、「86,280円」を「88,980円」に、「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。